

沖縄県市町村職員共済組合発注等事務処理要綱

(平成 21 年 5 月 7 日制定)

(令和 6 年 7 月 24 日改正)

(目的)

第 1 条 この要綱は、地方公務員等共済組合法施行規程（昭和 37 年総理府・文部省・自治省令第 1 号）第 2 章第 2 節第 5 款に規定する契約に基づき、沖縄県市町村職員共済組合（以下「組合」という。）が工事や調達品等発注をする場合に、発注方法選定及び発注先選定等の発注に関する事務処理を円滑に進めるために必要な事項を定めることを目的とする。

(発注方法)

第 2 条 契約等は、会計法（昭和 22 年 3 月 31 日法律第 35 号）、地方自治法（昭和 22 年 4 月 17 日法律第 67 号）、沖縄県財務規則（昭和 47 年 5 月 15 日規則第 12 号）に規定する国及び地方公共団体の売買、貸借、請負その他の契約に関する方法に準じ、次の各号の発注方法によるものとし、契約等の内容、性質、目的並びに予定価格等を勘案して、都度適切な発注方法を選択するものとする。

- 一 一般競争入札
- 二 指名競争入札（公募型指名競争入札を含む。）
- 三 随意契約

(指名競争入札)

第 3 条 次条の規定により「随意契約」とする場合を除き、次の各号の一に該当する場合においては、「指名競争入札」の方法によるものとする。

- 一 契約等の内容、性質又は目的が「一般競争入札」に適しないとき
- 二 競争に加わるべき者の数が「一般競争入札」に付する必要がないと認められる程度に少数であるとき
- 三 「一般競争入札」に付することが組合にとって不利と認められるとき

(随意契約)

第 4 条 次の各号の一に該当する場合においては、「一般競争入札」及び「指名競争入札」によらず「随意契約」の方法によるものとする。

- 一 契約等の内容、性質又は目的が「一般競争入札」又は「指名競争入札」に適さないとき
- 二 緊急を要する場合で「一般競争入札」又は「指名競争入札」に付することができないとき

三 「一般競争入札」又は「指名競争入札」に付することが組合にとって不利と認められるとき

四 「一般競争入札」又は「指名競争入札」に付したにもかかわらず入札者がいないとき、再度の入札に付し落札者がいないとき

五 落札者が契約を締結しないとき

六 契約に係る予定価格が少額であるとき

七 次条第二号の審査により競争に加わるものが一者のとき

2 前項第一号又は第三号に該当するときは、「プロポーザル方式」により随意契約先を選定することができるものとする。

(発注方法選択の手続き)

第5条 発注方法の選択に当たっては、以下の手続きを経て行うものとする。

一 契約等の内容、性質、目的並びに予定価格等を勘案して、必要な「資格要件」及び「評価基準」を定める

二 前号の「資格要件」及び「評価基準」に基づき予備審査をして、競争に参加する業務委託先の「候補者」の数と評価結果概要を把握する

三 前二条の規定及び前号の結果に基づき「発注方法」を選択する

四 第一号に規定する「資格要件」及び「評価基準」、並びに第三号に規定する「発注方法」については、理事長に報告し承認を得る

(指名競争入札等の実施手順)

第6条 前条1項三号により「指名競争入札」による発注を選択した場合は、入札等の実施にあたっては別途定める「指名競争入札実施要領」又は「公募型指名競争入札実施要領」に従うものとする。

2 前条1項三号により「随意契約」による発注を選択した場合は、随意契約先の選定及び契約金額の決定等にあたっては別途定める「随意契約実施要領」に従うものとする。

3 前号に際し、第4条2項により随意契約先を「プロポーザル方式」で選定する場合は、プロポーザル実施にあたっては別途定める「プロポーザル実施要領」に従うものとする。

4 前条1項三号により「一般競争入札」による発注を選択した場合は、入札等の実施にあたっては別途定める「一般競争入札実施要領」に従うものとする。

(契約の締結)

第7条 契約相手先が決定したときは、その旨を当該契約相手先に通知し、速やかに書面にて契約を締結しなければならない。

なお、契約書を作成する場合において、落札者は契約書の案を記名押印

のうえ、組合に提出しなければならない。

（契約の履行）

第 8 条 組合は契約相手先に契約内容を忠実に履行させるため、監督、検査等を行う。

（契約内容等）

第 9 条 組合は契約内容及び契約予定額の積算のため必要書類を作成する。

（本要綱に定めのない事項について）

第 10 条 発注等に関する事項で本事務処理要綱及び第 6 条に規定する実施要領等に定めのない事項については、事前に行政等関係機関と相談の上決定し、別途それぞれの契約案件ごとに要綱、要領、手引き等作成したうえで事務処理にあたることとする。

附 則

この要綱は、平成 21 年 5 月 7 日より適用する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 8 月 1 日から施行する。